

# 農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和 5年 9月29日

御 杖 村

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）（以下、「法」という。）第 6 条の規定により、御杖村農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下、「基本構想」という。）を、次のように定める。

－目 次－

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	・・・	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等 に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	・・・	5
第 3	第 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する 事項	・・・	8
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積 に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	・・・	10
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	・・・	11
第 6	農地中間管理事業の推進に関する事項	・・・	14
第 7	その他	・・・	14

# 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

## 1. 本村農業の現状

御杖村は、奈良県東部に位置する山間の村で、昭和50年代から始まった圃場整備事業において水田の区画整理がされたことにより、農地の整備率は約80%に達し、水稻を主体とする農業生産を展開してきた。

近年では、夏の冷涼な気候を活かしたハウレンソウ栽培が専業農家を中心に導入されたことをきっかけに、ハウレンソウ、コマツナ、ミズナ等、収益性の高い施設軟弱野菜が農業生産の主軸を占めている。

また、最近では道の駅施設及び農産物直売所が整備されたことにより、兼業農家を中心に多種多様な農作物が生産され、地域農業の活性化や農村環境・景観保全の一助となっている。

## 2. 農業構造の特徴と課題

### (1) 農地の流動化について

本村農業は、圃場整備事業により、経営規模拡大・集約的農業の展開が期待された一方、農作業の効率化を契機に兼業化が進み、副業的に農業を行う小規模な経営体で占められた。

近年においては、農業者の高齢化や後継者の減少が進むなか、水稻を主体とする集落営農組織の設立やその法人化により農用地の集積・集約化は一定の成果を上げているが、専業農家の多くが家族経営であることや、農地所有者の土地に対する資産的保有意識が根強く、農家一戸あたりの経営面積は狭小なままとまっている。

### (2) 担い手の経営構造について

ハウレンソウ栽培の導入をきっかけに、集出荷予冷施設が新設されたことや、リースハウス事業によりビニールハウス団地が形成されたことで、担い手の多くは施設軟弱野菜の栽培を行い、関西市場を中心に一定の地位を確立している。

水稻を主体とする担い手では、集落営農組織の設立とその法人化や、農作業受委託の推進により、経営の大規模化が進められている。

### (3) 遊休農地の増加について

農業者の高齢化・後継者の減少により、経営継承されない農地や担い手に集積されない農地、所有者の所在が不明な農地が増加している。

特に、本村は中山間地域であることから、山林に隣接した農地や、主要道から遠方に位置した農地等、耕作条件の不利な農地の遊休化が特に著しく、この状況が続けば、担い手への農用地の集積・集約化が遅れるばかりでなく、周辺の優良農地の耕作に大きな支障を及ぼすことが懸念される。

### (4) 今後の課題

優良な農地を確保し、地域農業を維持・活性化させていくためには、認定農業者をはじめとする担い手を確保・育成するとともに、担い手への農用地の集積・集約化を加速させる必要がある。

また、農業を副業的に営む小規模な経営体等についても、地域農業の活性化や、農村環境・景観保全の一助となっていることに鑑み、多様な農業経営体として、連携を進めていくことが必要である。

### 3. 基本的な推進方向

御杖村は、このような地域の農業構造の特徴と課題を踏まえ、農業が魅力とやりがいのある職業となるよう、概ね10年後の農業経営の発展の目標を明らかにするとともに、効率的かつ安定的な農業経営に資するよう、農業者の育成・支援を行うこととする。

#### (1) 主たる従事者1人あたりの労働時間・所得の目標

##### ○ 認定農業者について

認定農業者等の担い手については、御杖村及びその周辺市町村において成立している優良な経営の事例を踏まえ、他産業従事者と均衡した年間労働時間である概ね2,000時間を目標とするとともに、他産業従事者の所得（退職金等を含む）に相当する概ね300万円を年間農業所得の目標とし、これらの担い手が本村農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

##### ○ 新規就農者について

新規就農者については、年間労働時間は概ね2,000時間を目標とする一方、施設・機械等の初期投資がかさむことを考慮し、概ね250万円を年間農業所得の目標とする。

また、これら担い手の経営が本村農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

#### (2) 意欲ある担い手の育成

効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体である認定農業者や、将来認定農業者になると見込まれる認定新規就農者、認定農業者となることが見込まれる意欲ある担い手に対しては、農地中間管理事業を活用した農用地の集積・集約化による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位を拡大し、農業経営の基盤強化を促進する。

組織経営体としての体制が整った担い手については、法人化への誘導を行い、オペレーターの育成、農作業受委託等による経営の効率化を推進する。

##### ○ 農業経営改善計画の認定等

法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、担い手の育成施策の中心と位置づけ、農地の集積・集約化はもちろんのこと、基本構想における主たる従事者1人あたりの労働時間・所得の目標達成のための支援措置が、当該計画の認定を受けた担い手に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとする。

農業経営改善計画の認定に当たっては、御杖村が主体となり、関係機関、関係団体と連携して、経営診断や経営管理の合理化、経営改善方策の提示等の指導を重点的に行う。

なお、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の結果の点検と新たな計画の作成の指導を重点的に行う。

#### (3) 新規就農者の確保・育成

地域農業の維持・活性化のためには、農業者の後継者はもちろんのことながら、非農家や他産業から新たに農業経営を営もうとする青年等（これらを併せて以下、「新規就農者」という。）を確保・育成し、確実に地域に定着させることが重要である。

そのためには、関係機関、関係団体と連携し、相談体制や研修の実施等、支援施策を充実させること

や、農地中間管理事業を活用した農用地の集積・集約化を図ることで、農業経営基盤の強化を支援する必要がある。

#### ○ 青年等就農計画の認定等

法第14条の4の規定による青年等就農計画の認定については、新規就農者の確保・育成施策の中心と位置づけ、当該計画の認定を受けた新規就農者には、集中的かつ重点的に支援が実施されるよう努めることとする。

新規就農者は、青年等就農計画を作成し、これを御杖村に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。

御杖村は提出された青年等就農計画の内容が基本構想に照らし、適切なものであること等の要件に該当するものであると認めるときは、その計画を認定するものとする。

#### (4) 農産物のブランド化

御杖村では、ハウレンソウをはじめとする施設軟弱野菜の産地化に取り組んできたが、御杖村のブランド作物としての生産量・流通量を維持・拡大させるため、関係機関、関係団体と連携し、経営規模の拡大を図るとともに、更なるマーケティング市場の開拓を行う。

また、近年の多種多様な消費者ニーズや、作業効率化による生産環境の変化に対応できるよう、より収益性の高い作物の導入を進める。

水稻経営においては、水田を活用した農業生産を活性化させるため、水稻と組み合わせた複合経営としての発展がなされるよう、水田収益力強化ビジョンにおいて選定された地域振興作物の産地化に努める。

#### (5) 地域計画を活用した農地マネジメントの推進

##### ① 話し合いを通じた農用地の集積・集約化

担い手への農用地の集積・集約化を進めていくため、地域計画の対象地区内に協議の場を設置し、5年後、10年後の農業の担い手をどうするかを話し合い、農地所有者と担い手の意向を把握したうえで、各地区が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿を明確化し、地域計画の実現に向けた合意形成と利用調整を進めていく。

##### ② 多様な農業経営体の位置づけ

継続的に農地利用を行う中小規模の経営体や、農業を副業的に営む「半農半X」の経営体などについても、「農地を将来にわたって持続的に利用すると見込まれる人」として、認定農業者等とともに積極的に中心的な役割を果たす経営体として地域計画への位置づけを行い、その利用を後押しする。

#### (6) 多様な農業経営体等の育成

地域農業は、認定農業者等の担い手のみで成り立っている訳ではない。担い手に集積・集約化されていない農地を利用して継続的に営農する小規模の経営体についても、担い手とともに地域を支えているという実態を踏まえ、営農の継続と農地の有効利用が図られるよう、配慮する。

##### ① 男女共同参画の推進

女性農業者は農業生産の重要な担い手であることから、農業経営改善計画の共同申請の推進や、農業集落や地域における農業者の話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、地域農業への参画を

促進する。

また、農業経営を家族の話し合いと男女共同参画によって充実・成長させるため、家族経営協定の締結を推進する。

② 環境負荷低減事業活動に取り組む農業者の育成

みどりの食料システム戦略(令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定)の推進における農業の生産性向上と持続性両立を推進するため、環境負荷低減事業活動に取り組む農業者の育成に努める。

③ その他

一般企業等を定年退職者したシニア世代や、農業を副業的に営むことを希望する移住者の農業への参入についても拡大を図る。

(7) 地域資源を活用した農業地域の活性化

① 農業・農村の有する多面的機能の発揮と維持

農業・農村は、農作物の生産供給だけでなく、水源の涵養や農村景観の保全等、人々の生活に密接に関係する多面的機能を発揮してきたことに鑑み、今後も将来にわたり農業生産活動が可能となるよう、引き続き多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度等を活用した農業集落への支援を行い、集団的かつ持続可能な農地及びその周辺の土地の一体的な管理を促進していく。

② 基盤整備への取組

未整備となっている集団農地においては、担い手への効率的な農用地の集積・集約化が図られるよう、農地中間管理事業を活用した基盤整備を促進する。

また、遊休農地の発生防止と農地の有効活用を目指し、営農が継続できる適切な条件整備を進めるため、地域の実情やニーズに応じた小規模な土地改良事業や獣害防止対策事業等を進める。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

### 1. 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成

第1の3の(1)に示した主たる従事者1人当たりの労働時間・所得の目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に御杖村及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、御杖村における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

#### [個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻	<作付面積等> 水稻 800a 作業受託(水稻基幹3 作業) 400a <経営耕地面積> 805a	<資本整備> トラクター 25ps 1台 施肥田植機 6条植 1台 コンバイン 4条刈 1台 乾燥機 3t 2台 粃摺機 1台 トラック 2t 1台 車庫・格納庫 150㎡ 育苗ハウス 5a <その他> ・複数品種の導入による作業ピークの分散 ・作業受託による機械の有効活用	・複式簿記記帳の実施による家計との分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制・休日制の実施 ・農繁期の臨時雇用の確保
水稻+施設軟弱(ハウレンソウ)	<作付面積等> 水稻 200a 作業受託(水稻基幹3 作業) 100a ハウレンソウ 160a <経営耕地面積> 240a	<資本整備> トラクター 20ps 1台 施肥田植機 5条植 1台 コンバイン 3条刈 1台 乾燥機 3t 1台 粃摺機 1台 トラック 2t 1台 車庫・格納庫 150㎡ パイプハウス 40a 倉庫・作業舎 50㎡ 灌水施設 一式 <その他> ・水稻作業受託による機械の		

		有効活用 ・ホウレンソウは年間4作		
施設軟弱 (ホウレンソウ+ミズナ)	<作付面積等> ホウレンソウ 160a ミズナ 40a <経営耕地面積> 40a	<資本整備> パイプハウス 40a トラクター 20ps 1台 倉庫・作業舎 50㎡ 灌水施設 一式 <その他> ・ホウレンソウは年間4作		
施設軟弱 (コマツナ)	<作付面積等> コマツナ 300a <経営耕地面積> 60a	<資本整備> パイプハウス 60a トラクター 20ps 1台 倉庫・作業舎 50㎡ 保冷库 2坪 <その他> ・コマツナは年間5作		

[組織経営体]

※組織経営体においては、前提となる労働力構成を主たる従事者に人数として記入するものとする。この場合、次の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする額が第1の3の(1)に示した目標に到達することを基本とする。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
集落営農組織(水稻+水稻作業受託)	<作付面積等> 水稻 500a 作業受託(水稻基幹3作業) 1,700a <経営耕地面積> 505a	<資本整備> トラクター 30ps 2台 施肥田植機 5条植 2台 コンバイン 4条刈 3台 乾燥機 3t 4台 粃摺機 1台 トラック 2t 1台 車庫・格納庫 300㎡ 育苗ハウス 5a <その他> ・複数品種の導入による作業ピークの分散 ・軽トラック必要台数を借り上げ	・複式簿記の実施 ・青色申告の実施 ・経理担当者の育成	・パソコンを利用した従事者管理 ・雇用者の労災保険等への加入

## 2. 新たな農業経営を営もうとする青年等「新規就農者」の確保・育成

新規就農者が第1の3の(1)に示した主たる従事者1人当たりの労働時間・所得の目標を達成するために目指すべき農業経営の指標として、過去の新規就農者の事例等を踏まえつつ、御杖村における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設軟弱 (ハウレンソウ+ミズナ)	<作付面積等> ハウレンソウ 120a ミズナ 30a <経営耕地面積> 30a	<資本整備> パイプハウス 30a トラクター 20ps 1台 倉庫・作業舎 50㎡ 灌水施設 一式 <その他> ・ハウレンソウは年間4作	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳の実施による家計との分離</li> <li>・青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定に基づく給料制・休日制の実施</li> </ul>
施設軟弱 (コマツナ)	<作付面積等> コマツナ 150a <経営耕地面積> 30a	<資本整備> パイプハウス 30a トラクター 20ps 1台 倉庫・作業舎 50㎡ 保冷库 2坪 <その他> ・コマツナは年間5作		

### 第3 第2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

#### 1. 地域農業を担う者の確保及び育成の考え方

御杖村の特産品である施設軟弱野菜や水稻などの農産物を安定的に生産し、本村農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組むこととし、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用し、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入できるよう、関係機関、関係団体が連携して相談機能の一層の充実を図るとともに、担い手としての能力を十分に発揮させるための研修体制を整備し、農業経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定締結による就業制、休日制の導入や、高齢者及び非農家等の労働力の活用等を推進する。

加えて、御杖村の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう、必要な情報の提供、受入体制の整備等に取り組む。

#### 2. 新規就農者の確保・育成に向けた取組

新規就農者の定着を促進するため、これらの者に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備を行い、先進的な法人経営等での実践的研修の実施を経て、青年等就農計画の作成と認定を受けることができるよう、フォローアップ体制を強化する。

青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者には、青年等就農資金や国による支援策、県による新規就農関連の支援策を効果的に活用し、確実な定着と経営発展へと導く。

さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の作成を促し、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援を行う。

また、新規就農者が地域で孤立することのないよう、地域計画対象地区内における話合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を地域で育成できる体制を強化する。

#### 3. 御杖村が主体的に行う取組

新規就農者をはじめとする地域農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業委員会、農業協同組合、奈良県、農地中間管理機構等と連携して、就農を希望する者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

#### 4. 関係機関との連携・役割分担の考え方

御杖村が全体的な管理・推進を行いながら、関係機関、関係団体が連携しつつ、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ・就農に向けた情報提供及び相談対応については奈良県東部農林振興事務所
- ・技術や経営ノウハウについての習得については奈良県立なら食と農の魅力創造国際大学校や御杖村内の受入指導農業者
- ・就農後の営農指導等フォローアップについては、奈良県東部農林振興事務所、農業協同組合、指導農業士等
- ・地域計画対象地区内における話合いの推進や農地の確保については、農業委員会、農地中間管理機構

#### 5. 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

御杖村は、関係機関、関係団体と連携して、御杖村内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、奈良県へ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業委員会や農業協同組合と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、御杖村内において後継者がいない場合は、奈良県及び農地中間管理機構等の関係機関へ情報提供し、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう、農業委員会、奈良県、農地中間管理機構等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

## 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

### 1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者（経営体）に対する農用地の利用の集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積についての目標は、概ね次に掲げる程度とする。

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積についての目標	その他
<p style="text-align: center;"><b>面積シェア：39%</b></p> なお、面的集積の目標については、地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、御杖村、農業委員会、農業協同組合、奈良県、農地中間管理機構等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連たん化や団地面積の増加を図ることとする。	<p style="text-align: center;"><b>目標年度における農用地面積予測値</b> <b>8,570a</b> (利用集積目標面積 2,160a)</p>

※目標面積には特定作業受託による面積を含む。

※目標年度は概ね10年先とする。

### 2. その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

認定農業者等の担い手への農用地の集積を進めているが、集積状況の現状は分散傾向で、圃場間の移動が多くなることや、大規模機械を導入できないことから、効率的な作業が進まず、結果として労働時間や経費がかさみ、担い手が経営のコストダウンを図る上での課題となっている。

以上のような状況を踏まえ、認定農業者を中心とした効率的かつ安定的な経営体を育成し、それらの担い手に地域の農地を面的に集積することを誘導するため、農用地の利用関係の改善については、次により進めることとする。

- ・ 地域の実情に合わせた担い手・多様な農業経営体の育成
- ・ 地域計画対象地区内における話し合いを通じた、担い手への農用地の面的集積
- ・ 遊休農地及び耕作条件不利農地解消のための基盤整備事業等の実施
- ・ 省力栽培による保全等の取組の推進
- ・ 農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業を活用した農用地の利用集積

これらの施策の円滑な推進のため、農業委員会、農業協同組合、奈良県、農地中間管理機構等による連携・協力体制を強化するとともに、農地所有者、担い手、農地の情報共有化を進める。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

御杖村は、奈良県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本村農業の地域特性・特徴を十分に踏まえ、次に掲げる農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

1. 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

### (1) 協議の場の開催時期

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する地域計画対象地区ごとに農繁期を除いて設定することとし、開催にあたっては、他の農業関係の集まりを積極的に活用して周知を図る。

### (2) 協議の場への参加者

協議の場への参加者は、農業者、農業委員、農地利用最適化推進委員、御杖村、奈良県、農業協同組合、農地中間管理機構、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

なお、協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を御杖村に設置する。

### (3) 協議の場において協議すべき事項

協議の場では、参加者により次の事項を主に協議する。

#### ① 地域計画対象地区における農業の将来の在り方

地域計画対象地区の現状や課題を踏まえ、目指すべき将来の地域農業について協議する。

#### ② 農業上の利用が行われる農用地等の区域

農地については、今後もできる限り農業上の利用が行われるよう、農業振興地域を中心に農業上の利用が行われる農用地等の区域を設定することを基本としつつ、農業生産利用に向けた様々な努力を払ってもなお農業上の利用が困難である農地については、保全等が行われる区域とするなど、地域の現状や将来の見込みを踏まえ、地域の農地をどう利用していくべきかを協議する。

#### ③ その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

①②を基に、10年後の将来の目指すべき姿に向け、次に掲げる事項について協議する。

(ア) 農用地の集積・集約化の方針

(イ) 農地中間管理機構の活用方針

(ウ) 基盤整備事業への取組方針

(エ) 多様な農業経営体の確保・育成の取組方針

(オ) 農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

(カ) その他、地域計画対象地区の実情に応じた事項

### (4) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の判断基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている

区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による保全等を検討する。

#### (5) 地域計画の策定の進め方及び地域計画に基づく農用地の利用権の設定等の進め方

地域計画に基づく農用地の利用権の設定については、協議の内容が尊重されるよう留意しつつ、農地中間管理機構を活用して担い手への集積・集約化を進めることとする。

#### (6) 地域計画の進捗管理等

御杖村は、地域計画の策定にあたって、農業委員会、農業協同組合、奈良県、農地中間管理機構等の関係機関、関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか、進捗管理を毎年実施する。

### 2. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

#### (1) 農作業の受委託の促進

御杖村は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進するうえで必要な条件の整備を図る。

特に、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託の仲介あっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は担い手の育成及び活用
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託からの全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑤ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点から見た適正な農作業受託料金の基準の設定

#### (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、御杖村及び農地中間管理機構と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

### 3. その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

#### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

御杖村は、1から2までに掲げる事項の推進に当たっては、御杖村及び関係団体等が定める農業経営

基盤の強化の促進に必要な関連施策との連携に配慮するものとする。

## (2) 推進体制等

### ① 事業推進体制等

御杖村は、農業委員会、農業協同組合、奈良県、農地中間管理機構等その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討・見直しを継続するとともに、今後10年にわたり、第1、第3、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関別に明確化し、関係者が一体となって合意のもとに、効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

### ② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、奈良県、農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、御杖村は、このような協力の推進に配慮する。

## 第6 農地中間管理事業の推進に関する事項

### 1. 農地中間管理機構の活用

農地中間管理機構は、御杖村における担い手への農用地の集積・集約化と、遊休農地の発生防止・解消を進める重要な事業体として位置づけ、関係機関との連携を密にして、最大限に有効活用する。

農地中間管理事業の推進にあたっては、地域計画対象地区を農用地の集積・集約化の中心とし、地域ぐるみで農用地の流動化に取り組む地区や、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い地区において重点的に実施する。

農用地の利用の効率化及び高度化を促進するために農地中間管理機構が貸付けを行う担い手の農用地の利用状況等を把握し、分散の解消と連担化・団地化を図る。

また、再生して周辺農地と一体的かつ効率的に利用することが可能な遊休農地は速やかに再生利用を図り、遊休農地の解消・活用に積極的に取り組む。

### 2. 農地中間管理機構が行う特例事業の推進

農地中間管理事業のほか、農地中間管理機構が行う次に掲げる特例事業も活用し、農用地の集積・集約化の取組を推進する。

- ① 農用地等を買入れ、当該農用地等を売り渡し、交換、又は貸し付ける事業（農地売買等事業）
- ② 農用地を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し、当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業
- ③ 農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農業所有適格法人に対し1の農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業
- ④ ①の農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

## 第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項は、御杖村長が別に定める。

## 附 則

- 1 この基本構想は、平成 6年 4月11日 施行
- 2 平成12年 7月18日 改正
- 3 平成18年 5月24日 改正
- 4 平成22年 6月10日 改正
- 5 平成26年 9月26日 改正
- 6 令和 4年 3月 9日 改正
- 7 (1) 令和 5年 9月29日 改正

(2) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行後にい

て、同法に設けられた経過措置の適用を受けるとされた規定に関する基本要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

**奈良県 御杖村**

奈良県宇陀郡御杖村大字菅野368番地

TEL: 0745-95-2001

担当: 産業建設課